

# 成年後見制度 ——法の理論と実務〔第2版〕

新井 誠 = 赤沼康弘 = 大貫正男 編

2014年7月刊 / 558頁 / 本体 4400円 + 税  
A5判 / 並製



**編集担当者から** 高齢や疾病などに起因する精神上的障害により判断能力の衰えた人に対する保護および支援の制度を、「成年後見制度」と呼びます。かつての民法では「禁治産」「準禁治産」の2類型が設けられていましたが、「後見」「保佐」「補助」の3類型への改正がなされ、平成12年4月より施行されました。同時に、「任意後見契約に関する法律」「後見登記等に関する法律」も施行されています。この新しい成年後見制度は、障害がある人でも社会や家庭で自らの選択した生活を送れるよう、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションの理念と本人保護の理念との調和、などを目的としています。

本書初版は、成年後見制度をめぐる法的問題点を網羅し、成年後見実務に通じた実務家の執筆者に詳細な解説をしていただきましたが、第2版でもこの特徴を維持しつつ、最新の内容としました。任意の契約による財産管理、能力と鑑定、信託と後見など、成年後見制度と密接に関連する事項も、引き続き扱っています。

身近に起こり得る問題の解決の手引きとして、また、民法の行為能力や親族を学ぶうえでの参考文献として、学生の皆さんにとっても有用な書物になると思います。ぜひ挑戦してみてください。(T)

**Point!**

**P** 実体規定から手続規定まで、詳しい解説がなされています。

第2章 法定後見制度

平成11(1999)年12月、民法の禁治産・準禁治産制度に関する改正がなされ、同時に「任意後見契約に関する法律」「後見登記等に関する法律」が制定され、同12(2000)年4月1日から改正法等が施行された。新しい成年後見制度は、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションという新しい理念と本人保護の理念との調和をはかることを目的に掲げた<sup>3)</sup>。

自己決定の尊重は、憲法の基本原則ともいべき個人の尊厳に基づくものである。ノーマライゼーションとは、障害がある者も家庭や社会で普通に生活できるようにすることをいうが、要するに、社会でも家庭でも自らの選択した生活が送れるようにすることである。したがってノーマライゼーションも残存能力の活用も、基本は自己決定の尊重の理念にあるといえることができる。

また、禁治産・準禁治産・行為無能力・無能力者などという表現が改められ、利害に対する大きな障害となった戸籍への記載、官報公告も廃止されることになり、新たに成年後見登記制度がつけられた。さらに、成年後見人等の職務を行うにあたり、本人の意思の尊重がかけられ、成年後見人等の職務として身上配慮義務が定められたのも、新たな理念を表すものである。

加えて、成年後見制度の利用者に対する差別意識が生ずることを防止しようとの観点から、民法846条2号などの欠格事由が削除されている。民法以外でも、約140の法令に約200にもほなる一律的な欠格事由の定めがなされていたが、労働組合法19条の4、建築基準法80条の2など、相当数の欠格事由について見直しが行なわれた。

制度改正にあたっては、制度の枠組みとして、多元的制とするか一元的制とするかということも大きな論議を呼んだ。多元的制制というは、対象者

II 法定後見開始の申立て

	補助類型	保佐類型	後見類型
精神上的障害による判断能力の程度	十分でない	著しく不十分	欠く常況
開始決定についての本人の同意	必要	不	不
取得権	申立ての範囲内の特定の法律行為	民法13条1項規定の重篤な法律行為	日常生活に関する行為を要する法律行為
本人の同意	必要	不	不
代理権	申立ての範囲内の特定の法律行為		財産に関するすべての法律行為
本人の同意	必要	必要	不

をいくつかの類型化して制度を組み立てるものであり(わが国の従来の2類型制度やフランスの3類型制度など)、一元的制は、類型化をしないで対象ごとに保護、支援の態様を決めていくというものである(ドイツの制度など)。一元的制はより柔軟で利用しやすいというメリットがあるが、実上はどのような保護、支援をするかについて一定の基準が必要で、類型化は不可避だとの意見が強く、結局、新制度は補助、保佐、後見という3類型の多元的制となった。

しかし、判断能力の低下が軽度にとどまる者を対象とする補助制度が新たに設けられたことは注目される。この補助制度を柔軟に利用することにより、幅広く判断能力の低い者を制度の対象に取り込み、よりきめ細い援助をすることが期待できるといえる。

以下においては、法定後見の申立てから終了までの手続、事務処理について、最新の実務をふまえた解説を行う。

II 法定後見開始の申立て

1 後見開始の申立て

(1) 後見の対象者

(i) 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者(民7条)「精神上的障害」という限定がつけられているのは、若年層による場合と区

3) 改正審議の際、常設院・参議院司法務委員会が、新制度の実施にあたっては、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の改正理念が制度の運用に十分反映されるよう周知徹底に努めると、この趣旨の付帯決議がなされた(小林・原33頁)。なお、ノーマライゼーションについては、第6章第1節1参照。

上巻『専門職後見人と身上配慮(第2版)』(民事法研究会、2010年)46頁以下は、応付帯を持つ社会政策上の基本前提であるノーマライゼーションを成年後見法の領域において具体的に実現した法的な基本前提が自己決定尊重の尊重であり、その派生的原理として残存能力(残存能力)の活用が導かれるとする。